

肢体不自由特別支援学校への就学指導上の通学区域の考え方（※令和元年7月時点）

基本的には、以下の区域で指定する学校に就学していただきますが、特別支援教育総合センターにおいては、お子さまの障害の状況やご家庭の状況等を踏まえて、個別に相談させていただきます。

令和元年度（※令和2年4月就学予定）

	学校名	通学区域
横浜市立	上菅田特別支援学校（保土ヶ谷区）	都筑区の一定地域、港北区の一定地域、 神奈川区、保土ヶ谷区の一定地域、緑区の一定地域
	北綱島特別支援学校（港北区）	鶴見区の一定地域、都筑区の一定地域、 港北区の一定地域、神奈川区の一定地域
	左近山特別支援学校（旭区）	旭区の一定地域、戸塚区の一定地域、 保土ヶ谷区の一定地域、港南区
	中村特別支援学校（南区）	西区、中区、南区、戸塚区の一定地域
	若葉台特別支援学校（旭区）	都筑区の一定地域、緑区の一定地域、 旭区の一定地域
	東俣野特別支援学校（戸塚区）	戸塚区の一定地域、泉区、栄区の一定地域
神奈川県立	麻生養護学校（川崎市麻生区）	市立特別支援学校の通学区域以外の市域
	中原養護学校（川崎市中原区）	
	三ツ境養護学校（瀬谷区）	
	金沢養護学校（金沢区）	
	鎌倉養護学校（鎌倉市）	
	横浜北部方面特別支援学校（仮称）（青葉区）	